

都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、
同法第81条第3項の規定により公告します。

平成17年6月17日

京都市長 梶本 頼兼

1 監督処分の相手方

京都市南区東九条下殿田町70番地12

岸上 義民

2 違反行為地

京都市伏見区深草中ノ郷山町89番地

3 違反行為の内容

都市計画法第43条第1項の規定に基づく許可を受けることなく建築物を建築
したこと。

4 監督処分（命令）の内容

平成17年7月8日までに当該建築物を除却すること。

5 命令を行った日

平成17年6月9日

(都市計画局都市景観部開発指導課)